

添付書類(提出資料総括表：㊹ウ 納品書・工事等完了届・㊹エ 検収書・㊹オ 請求書・㊹カ 領収書等の写し)のチェック☑ポイント

㊹ウ 納品書・工事等完了届※

- ☐ 宛先が「代表申請者名」となっている。
- ☐ 導入した充電設備に係る機器・工事名等が容易に分かる名称の記載がある。
- ☐ 充電器及び高圧受電設備（キュービクル）等のメーカー名、型式及び製造番号の記載がある。

※「工事完了届」の名称については、工事完了書、工事完了引渡書等の他の名称も可とする。

㊹エ 検収書

- ☐ 宛先が「工事請負業者」となっている。
- ☐ 充電設備の検収を行った旨を示す書類については、必ず日付(検収日)及び確認者のサイン等の記載がある。

検収とは

発注者（代表申請者）が成果物（充電機器及び工事）の仕様・数量・品質などが、発注内容に沿っているか内容を確認し、更に正常に動作することまでを確認する手続きである。発注者（代表申請者）はそれらを確認した上で、合格・不合格を受注者（工事請負業者）に通知し、合格であれば納品は完了となり、受注者（工事請負業者）あてに「検収書」を発行する。なお「工事確認書」等、LEVO で「検収書」の代用として認めた書類は同等として扱う。

- ☐ 導入した充電設備に係る機器・工事名等が容易に分かる名称の記載がある。
- ☐ 充電器及び高圧受電設備（キュービクル）等のメーカー名、型式及び製造番号の記載がある。

㊹オ 請求書

- ☐ 宛先が「代表申請者名」となっている。
- ☐ 発行者欄に社印がある。
- ☐ 導入した充電設備に係る機器・工事名等が容易に分かる名称の記載がある。
- ☐ 発行日が、検収日の同日または以後、【領収書】の発行日の同日または以前である。
- ☐ 充電器及び高圧受電設備（キュービクル）等のメーカー名、型式及び製造番号の記載がある。
- ☐ 表記内容から「補助対象経費」が確認できる。（請求書内訳などの添付）

補助対象経費とは

- ・事業を行うために必要な充電機器・工事費で、充電設備を稼働させるために直接必要な付属設備・機器（それが無いと動かないもの）や付帯工事であれば、その設備・機器、工事、周辺機器も補助対象とする。
- ・交付決定日前に発注等を行った経費については、補助対象経費とは認められない。

㊹カ 領収書等

- ☐ 宛先が「代表申請者名」となっている。
- ☐ 発行者欄に社印がある。
- ☐ 導入した充電設備に係る機器・工事名等が容易に分かる名称の記載がある。
- ☐ 発行日が【請求書】の発行日の同日又は以降である。
- ☐ 【請求書】に基づいた支払いが行われた【領収書】の内容であること。
- ☐ 充電器及び高圧受電設備（キュービクル）等のメーカー名、型式及び製造番号の記載がある。
- ☐ 導入充電設備及び工事費（補助対象経費）が未払いでない。
 - ・手形により導入した場合は、申請日までに決済あるいは完済の上、それを証明する書類の添付が必要。
- ＜例＞購入先(販売会社等)が発行する「決済証明書」等
- ☐ ネット振込の控えや通帳コピーなどは金融機関等の証明または出納印がある場合は、領収書の代用になる。

以上、ご不明な点がございましたら下記までお気軽にお問い合わせください。

《お問合せ先》

一般財団法人 環境優良車普及機構

補助事業執行部 商用車等の電動化促進事業

電 話 : 03-5341-4728 (充電設備)

メールアドレス : juhojo@levo.or.jp (充電設備)

《提出先メールアドレス》

tjdenshi@levo.or.jp (トラック・充電設備共通)